

県産農林水産物の放射性物質検査結果概要 (平成25年4月～平成26年3月公表分)

宮城県農林水産部食産業振興課

原子力災害特別措置法第20条第3項の規定に基づき宮城県知事に依頼された「農畜水産物等の放射性物質検査について」(平成25年3月19日付け食安発0319第2号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)に則り、県産農林水産物の放射性物質検査を実施した。

1 精密検査

(1) 目的

県の試験研究機関(産業技術総合センター、古川農業試験場、水産技術総合センター)に配置したゲルマニウム半導体検出器により、定期検査(毎週定期的に実施する検査)及び確認検査(県が実施した簡易検査において精密検査の実施の目安を超過したものの検査)を実施し、全県のモニタリングを行った。

(2) 検査結果概要

県産農林水産物(穀類及び牛を除く。)4,651点(300品目)を検査した結果、基準値以下が4,608点(99.1%)、基準値超過が43点(0.9%)であった。

基準値超過の内訳は、林産物6品目29点、水産物が5品目14点で、農産物及び畜産物(原乳)は全て基準値以下であった。

なお、林産物については、生産管理を行っていない野生きのこや山菜類を計上しているため、基準値超過割合が高くなっている。

<基準値100Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))					基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))			
			ND	ND～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	51～ 100Bq/kg	計	101～ 200Bq/kg	201～ 500Bq/kg	500Bq/kg超	計
農産物	111	2,003	1,974	25	4	-	2,003	0	0	0	0
			98.6	1.2	0.2	-	100.0	-	-	-	0.0
林産物	38	339	112	92	52	54	310	19	7	3	29
			33.0	27.1	15.3	15.9	91.4	5.6	2.1	0.9	8.6
水産物	149	2,056	1,029	873	110	30	2,042	11	3	-	14
			50.0	42.5	5.4	1.5	99.3	0.5	0.1	-	0.7
合計	298	4,398	3,115	990	166	84	4,355	30	10	3	43
			70.8	22.5	3.8	1.9	99.0	0.7	0.2	0.1	1.0

<基準値50Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))				基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))				
			ND	ND～ 10Bq/kg	11～ 25Bq/kg	26～ 50Bq/kg	計	51～ 100Bq/kg	101～ 250Bq/kg	250Bq/kg超	計
畜産物 (原乳)	1	250	250	-	-	-	250	0	0	0	0
			100.0	-	-	-	100.0	-	-	-	0.0

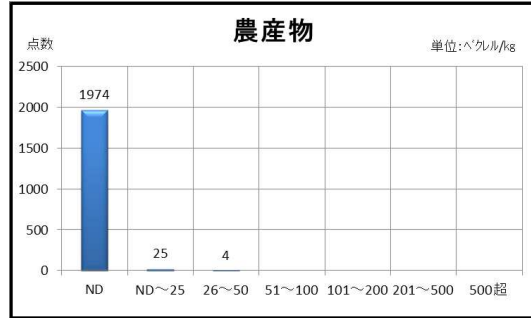
<基準値10Bq/kg>

区分	検査品目	検査点数	基準値以下(上段:点数, 下段:割合(%))				基準値超過(上段:点数, 下段:割合(%))				
			ND	ND～ 2Bq/kg	2.1～ 5Bq/kg	5.1～ 10Bq/kg	計	11～ 20Bq/kg	21～ 50Bq/kg	50Bq/kg超	計
農産物 (茶(飲用))	1	3	0	3	0	0	3	0	0	0	0
			-	100.0	-	-	100.0	-	-	-	0.0
合計	300	4,651	3,365	993	166	84	4,608	30	10	3	43
			72.4	21.4	3.6	1.8	99.1	0.6	0.2	0.1	0.9

(3) 種別毎の検査結果

① 農産物（茶を除く）の状況

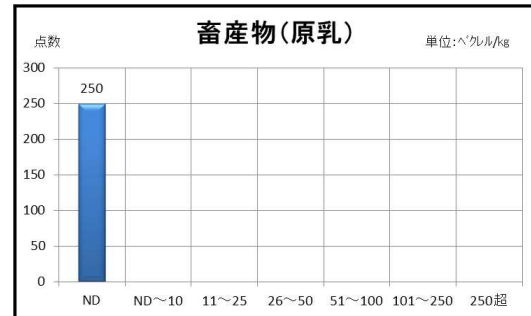
- 2,006点（112品目）を検査
- 全て基準値以下
- 濃度分布別では、不検出が1,974点（全体の98.6%）、10ベクレル/kg以下が25点（1.2%）、11～50ベクレル/kg以下が4点（0.2%）で、50ベクレル/kgを超過したものは無し



- 飲用水の基準値が適用される茶については、3点検査し全て基準値以下
- 穀類については、別途、出荷前検査を実施

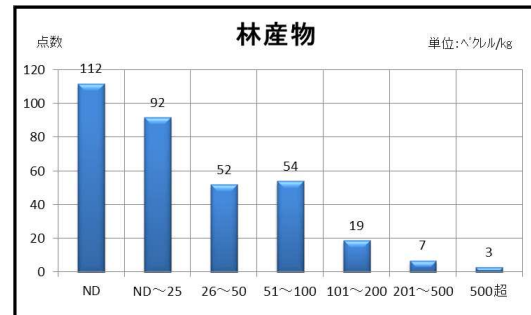
② 畜産物（原乳）の状況

- 250点（1品目）を検査
- 全て不検出（検出下限値未滿）
- 畜産物のうち肉用牛については、平成23年8月19日以降、別途、出荷前に全頭検査を実施



③ 林産物の状況

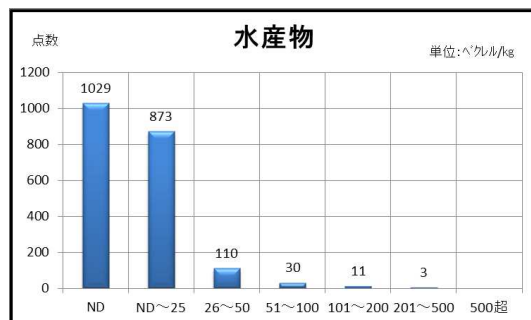
- 339点（38品目）を検査
- 基準値以下が310点（91.4%）
- 栽培しているきのこ類及び施設栽培の山菜類については、全て基準値以下
- 基準値超過は、くさそてつ（こごみ）5点、こしあぶら6点、たけのこ14点、たらのめ1点、わらび1点、野生きのこ（はいいろしめじ）1点の6品目29点（8.6%）



- 最高値は、野生きのこ（はいいろしめじ）の1,700ベクレル/kg
- 平成25年度に新たに出荷規制措置を講じた品目は「わらび（野生）」
- 濃度別分布では、不検出が112点（全体の33.0%）、10ベクレル/kg以下が92点（27.1%）、11～50ベクレル/kg以下が52点（15.3%）、51～100ベクレル/kgが54点（15.9%）で、基準値超過となる101～200ベクレル/kgが19点（5.6%）、201～500ベクレル/kgが7点（2.1%）、500ベクレル/kg超が3点（0.9%）

④ 水産物の状況

- 2,056点（149点）を検査
- 基準値以下が2,042点（99.3%）
- 海産魚種のうち甲殻類、イカ・タコ類、貝類・ウニ類、海藻類と、内水面魚種（養殖及び無脊椎動物については、全て基準値以下
- 平成25年度に出荷規制措置を解除した品目は「ヒラメ」「イシガレイ」「アユ（天然）：白幡堰堤より上流の白石川」「ヒガンフグ」



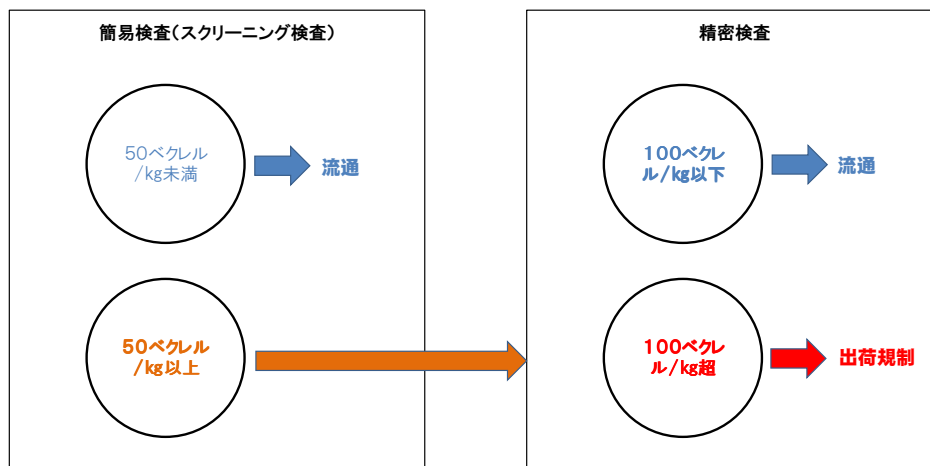
- 基準値超過は、海水魚のクロダイ6点、ヒラメ1点と、淡水魚（天然）のアユ3点、イワナ3点、ウグイ1点の計5品目14点
- 最高値は、クロダイの310ベクレル/kg
- 平成25年度に新たに出荷規制措置を講じた品目は「アユ（天然）：白幡堰堤より上流を除く県内の阿武隈川」
- 濃度別分布では、不検出が3,115点（全体の70.8%）、10ベクレル/kg以下が873点（42.5%）、11～50ベクレル/kg以下が110点（5.4%）、51～100ベクレル/kgが30点（1.5%）で、基準値超過となる101～200ベクレル/kgが11点（0.5%）、201～500ベクレル/kgが3点（0.1%）、500ベクレル/kgを超過したものは無し

3 簡易検査（スクリーニング検査）

(1) 目的

精密検査の補完として、県の各合同庁舎等に配置したNaIシンチレーション検出器により、圏域毎のモニタリングを実施した。

なお、国の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」の規定に基づき、検査対象は、一般食品の基準値100ベクレル/kgが適用される農産物及び林産物とした。



(2) 検査結果概要

県産農林産物1,750点（172品目）を検査した結果、精密検査の実施の目安である50ベクレル/kg（基準値の1/2）を超過したのは、林産物11点（6品目）で全体の割合は0.6%（林産物では4.8%）で、農産物は全て精密検査の実施の目安以内であった。

【簡易検査結果】

H25.4～H26.3月分

種別	検査品目計	検査点数計	内 訳				
			精密検査の実施の目安以内		精密検査の実施の目安超過		
			点数	割合	点数	品目	
農産物	123	1,519	1,519	100.0%	0	0.0%	
林産物	49	231	220	95.2%	11	4.8%	くさそてつ(ごごみ)、原木ぶなはりたけ(露地)、こしあぶら、たけのこ、たらのめ、わらび
計	172	1,750	1,739	99.4%	11	0.6%	